

建設業者の皆様へ

2018年（平成30年）3月22日

総合評価方式の変更点について（お知らせ）

2018年度（平成30年度）以降の福山市（上下水道局を除く。）が発注する総合評価方式の評価基準について、次のとおり変更しますのでお知らせします。

なお、詳細については、各工事の入札公告をご覧ください。

1 企業の施工能力の評価項目

① 同種工事の元請としての施工実績について

同種工事の元請としての施工実績については、過去10か年度のうち、2016年度（平成28年度）までに完成した工事については、2,500万円以上（建築一式工事は5,000万円以上）の同種工事の元請としての施工実績、2017年度（平成29年度）以降に完成した工事については、3,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上）の同種工事の元請としての施工実績を求めます。

② 工事成績評定点について

土木一式工事、建築一式工事以外の工事（以下、「専門工事」という。ただし、大規模工事等の場合を除きます。）及び設計金額3,500万円未満の土木一式工事並びに設計金額7,000万円未満の建築一式工事の評価内容について、過去5か年度の同一工種の工事成績評定点「上位3件の平均点」を「最高点（1件）」に変更します。

変更前			変更後		
設計金額	評価内容	配点	設計金額	評価内容	配点
工種に関わらず 全案件	過去5か年度の 同一工種の 工事成績評定点 上位3件の平均 点	5点	<u>3,500万円以上 の土木一式工事</u>	過去5か年度の 同一工種の 工事成績評定点 上位3件の平均点	5点
			<u>7,000万円以上 の建築一式工事</u>		
工種に関わらず 全案件	過去5か年度の 同一工種の 工事成績評定点 上位3件の平均 点	5点	<u>専門工事</u>	過去5か年度の 同一工種の 工事成績評定点の <u>最高点（1件）</u>	5点
			<u>3,500万円未満 の土木一式工事</u>		
			<u>7,000万円未満 の建築一式工事</u>		

2 配置予定技術者の施工能力の評価項目

① 建築一式工事及び解体工事における配置予定技術者の従事経験について

建築一式工事及び解体工事における配置予定技術者の従事経験については、工事着手から工事完成までの従事が確認できる書類の写しが提出された場合に限り、民間発注工事の従事経験を評価の加点対象とします。ただし、従事経験については、途中交代のあるものは、実績として認めません。

	建築一式工事	解体工事
配置予定技術者の従事経験を <u>確認するために提出を求めめる書類</u>	<ul style="list-style-type: none"> • 建築確認申請書（受付印あり） • 契約書 • 施工体系図 • 構造，規模のわかる図面等 • 完成，引渡に関する誓約書 	<ul style="list-style-type: none"> • 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の届出書（受付印あり） • 契約書 • 施工体系図 • 構造，規模のわかる図面等 • 完成，引渡に関する誓約書

② 工事成績評定点について

専門工事及び設計金額3,500万円未満の土木一式工事並びに設計金額7,000万円未満の建築一式工事の評価内容について、過去5か年度の同一工種の工事成績評定点「上位3件の平均点」を「最高点（1件）」に変更します。ただし、大規模工事等の場合を除きます。

変更前			変更後		
設計金額	評価内容	配点	設計金額	評価内容	配点
<ul style="list-style-type: none"> • 3,500万円以上の工事（建築一式工事の場合は7,000万円以上） 	過去5か年度の同一工種の工事成績評定点上位3件の平均点	5点	<ul style="list-style-type: none"> • <u>3,500万円以上の土木一式工事</u> • <u>7,000万円以上の建築一式工事</u> 	過去5か年度の同一工種の工事成績評定点上位3件の平均点	5点
<ul style="list-style-type: none"> • 3,500万円未満の工事（建築一式工事の場合は7,000万円未満） 		2点	<ul style="list-style-type: none"> • 専門工事 • <u>3,500万円未満の土木一式工事</u> • <u>7,000万円未満の建築一式工事</u> 		過去5か年度の同一工種の工事成績評定点の <u>最高点（1件）</u>

3 地域精通性の評価項目

地域精通性の配点を次のとおり変更します。

評価基準	変更前	変更後
工事施工場所と同一の小学校区	2点	2点
工事施工場所と同一の地域（A～F）で隣接する小学校区	1点	<u>1.5点</u>
工事施工場所と同一の地域（A～F）	0.5点	<u>1点</u>
工事施工場所と他地域の隣接する小学校区	0.5点	0.5点

※同一の地域（A～F）とは、福山市条件付一般競争入札事務処理要綱別記2に定める地域です。

4 舗装工事について

舗装工事については、設計金額1,000万円以上の案件について、原則、総合評価方式による入札を行ってきましたが、設計金額1,500万円以上の案件を、原則、総合評価方式による入札とします。

5 評価値の算出方法の見直しについて

評価値の算出方法を次のとおり変更します。

変更前	変更後
評価値＝技術評価点／入札価格× 1,000,000 (小数点第4位以下切捨て)	評価値＝技術評価点／入札価格× <u>10,000,000</u> (小数点第4位以下切捨て)

※ただし、請負設計金額が5億円以上の場合は、乗じる数値を100,000,000とします。

問い合わせ先

福山市建設局建設管理部契約課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

TEL 084-928-1076 FAX 084-926-9167

メールアドレス keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp